省　令

○法務省令第十五号

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百五条第一項の規定に基づき、同項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

民事執行法第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所は、東京法務局とする。

附　則

この省令は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）附則第五条の政令で定める日（令和三年四月三十日）の翌日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項の規定に基づき、及び原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（技術基盤課の所掌事務） **第五条**　技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　原子力事故による災害の防止及び放射線による障害の防止に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。	（技術基盤課の所掌事務） **第五条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］
（放射線防護企画課の所掌事務） **第六条**　放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（総務課、技術基盤課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。 ［四・五　略］ 六　第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること（技術基盤課、監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く。）。 （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官） **第十四条**　［1～3　略］ 4　広報室は、広報に関する事務をつかさどる。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［5～18　略］ （経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官） **第十九条**　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十二人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。 ［2～12　略］	（放射線防護企画課の所掌事務） **第六条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（総務課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。）。 ［四・五　同上］ 六　第一号に掲げるもののほか、放射線による障害の防止に関すること（監視情報課及び安全規制管理官の所掌に属するものを除く。）。 （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官） **第十四条**　［1～3　同上］ 4　広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　広報に関すること。 二　委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。 ［5～18　同上］ （経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官） **第十九条**　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。 ［2～12　同上］